

広島県健康福祉センター 指定管理者募集要項

令和7年7月
広島県

目 次

＜広島県健康福祉センター指定管理者募集要項＞

1	施設の概要	1
2	申請資格等	1
3	公募に関するスケジュール等	2
4	申請の際に提出する書類の内容	3
5	審査基準等	5
6	業務の範囲及び具体的内容	6
7	管理の基準	6
8	県が支払う委託料の額（管理費用基準額）	7
9	利用料金	8
10	指定期間	8
11	協定に関する事項	9
12	その他	9
13	申請書提出先（問合せ先）	1 2

＜様 式＞

1	指定管理者指定申請書（様式1）	1 3
2	事業計画書（様式2）	1 4
3	指定管理者の指定申請に係る申立書（様式3）	2 2
4	誓約書（様式4）	2 3
5	管理運営実績に係る申立書（様式5）	2 4
6	指定管理者の業務遂行上有用な資格保有者の一覧表（様式6）	2 5
7	現地説明会参加申込書（様式7）	2 6
8	質問票（様式8）	2 7
9	共同企業体協定書（様式9）	2 8
10	共同企業体構成員届出書（様式10）	3 0
11	委任状（様式11）	3 1
12	指定管理者指定辞退届（様式12）	3 2

＜資 料＞

資料1	広島県健康福祉センターの見取り図等	3 3
資料2	広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例	4 5
資料3	広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則	4 9
資料4	広島県健康福祉センター設置及び管理条例	5 5
資料5	広島県健康福祉センター管理規則	6 2
資料6	広島県健康福祉センターの施設の管理・運営業務仕様書	6 9

広島県健康福祉センター指定管理者募集要項

【募集の目的】

この要項は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条の規定に基づく、広島県健康福祉センターの管理運営を行う指定管理者を選定するために必要な事項を定める。

なお、指定管理者制度については、この要項に定めるもののほか、次の規定を参照すること。また、法令を遵守すること。

- 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下、指定手続条例という。）（平成 16 年広島県条例第 28 号）
- 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（以下、指定手続条例施行規則という。）（平成 16 年広島県規則第 47 号）
- 広島県健康福祉センター設置及び管理条例（以下、設管条例という。）（平成 4 年広島県条例第 21 号）
- 広島県健康福祉センター管理規則（以下、管理規則という。）（平成 4 年広島県規則第 61 号）
- 広島県物品管理規則（昭和 39 年広島県規則第 33 号）
- 広島県行政手続条例（平成 7 年広島県条例第 1 号）
- 個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法という。）（平成 15 年法律第 57 号）
- 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）
- 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 27 年個人情報保護委員会規則第 3 号）
- 広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）
- その他、消防法及び労働基準法ほか労働関係法令など、当然に遵守が必要とされるもの。

1 施設の概要

（１）施設の名称	広島県健康福祉センター（平成 4 年 8 月開館）
（２）施設の所在地	広島市南区皆実町一丁目 6 番 29 号
（３）施設の設置目的	県民の健康づくり及び明るい長寿社会づくりの推進を図る。
（４）施設の構造等	ア 敷地面積 7, 0 8 8. 4 6 m ² （保健環境センターを含む） イ 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（地下 1 階 地上 9 階建） ウ 延床面積 1 1, 9 5 7. 8 3 m ² （保健環境センターを含む） エ 総事業費 約 51 億円
（５）施設の内容	施設・運営内容：資料 6「広島県健康福祉センターの施設の管理・運営業務仕様書」のとおり 施設の見取り図：資料 1 のとおり 設備・備品：資料 6 別紙 1、別紙 2 のとおり

2 申請資格等

広島県健康福祉センターの指定管理者に係る申請を行う者は、次のすべての要件を満たすこと。

- （１）法人等の団体であること。（法人格の有無は問わない。）
- （２）法人等又はその代表者が、次に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要綱及び建設業者等指名除外要綱の規定により、本県において指名除外措置を受けている者

オ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

カ 本県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 広島県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体

（3）広島県内に本店若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有すること。

（4）施設の管理、事業の運営に必要な資格、免許等を有すること。外部に委託する場合は、委託先が資格及び免許等を有していること。

（5）複数の法人等で構成したグループ（共同企業体、事業協同組合等）で申請する場合は、次の要件を全て満たすこと。

ア グループの代表法人等を定めること。

イ グループにおける構成員は、同時に単独で申請することができない。

※ 事業協同組合における構成員とは、担当組合員（以下同じ。）

ウ グループにおける構成員は、同時に複数のグループの構成員になることができない。

エ 県と指定管理者の協定締結に当たっては、グループの構成員全てを協定当事者とする。選定後の協議は代表法人等を中心に行うが、協定に関する責任はグループの構成員全てが負うこととなる。

3 公募に関するスケジュール等

（1）募集要項の配布

ア 配布期間 令和 7 年 7 月 18 日（金）から 9 月 19 日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律[昭和 23 年法律第 178 号]に規定する休日[以下「休日」という。]を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（正午から午後 1 時の間を除く。）までの間、随時配布します。

イ 配布場所 広島県 健康福祉局 健康福祉総務課 総務グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号 県庁本館 5 階

電話 082-513-3021 Mail : fusoumu@pref.hiroshima.lg.jp

※ 郵送を希望する場合は、配布場所宛に切手及び A 4 版が入る返信用封筒を同封の上、請求してください。

※ 広島県ホームページにも掲載しています。

（2）現地説明会

ア 日 時 令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 1 時 30 分から

イ 場 所 広島県健康福祉センター（広島市南区皆実町一丁目 6 番 29 号）

ウ 内 容 募集要項等の説明及び施設見学

エ 参加人数 各団体2名までとします。

オ 参加申込 現地説明会参加申込書（様式7）に団体名及び参加希望者名等を記入し、電子メールで令和7年8月1日（金）までに、健康福祉総務課総務グループに申込みを行ってください。

（3）公募に関する質問

ア 受付期間 令和7年7月18日（金）から令和7年8月18日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時の間を除く。）までの間、随時受け付けます。

イ 受付方法 指定管理者公募に関する質問票（様式8）により、電子メールで、期間内に問合せ先まで送付してください。

ウ 回答方法 電子メールにより回答するとともに、広島県のホームページに随時掲載します。

エ 問合せ先 （1）イに同じ。

（4）提出書類の受付に関する事項

ア 受付期間 令和7年9月1日（月）から令和7年9月19日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時の間を除く。）までの間、随時受け付けます。

イ 提出先 （1）イに同じ。

ウ 提出方法等

原則電子メールとし、やむを得ない場合は郵送又は持参によることとします。ただし、登記簿謄本のように紙媒体での提出が必要な資料については、電子メールではなく紙媒体での提出をしてください。また、紙媒体の資料は、正本・副本各1部提出してください。（郵送の場合は書留郵便により、令和7年9月19日（金）の消印まで有効とします。）なお、申請書類提出後は、提出書類の記載内容の変更（軽微な変更を除く。）はできません。また、申請書類は返却しません。

（5）選定委員会が行うヒアリングに関する事項

申請者へのヒアリングを行う予定です。受付期間終了後に、開催日時及び場所を申請者に別途通知します。

（6）選定結果の通知

ア 通知年月日

選定結果は、令和7年11月中旬～下旬を目途に申請者全員に通知します。

指定管理者の候補者を選定した後、候補者と管理に係る細則事項を定めるため、協議を行うことになります。

イ 審査結果の公表

選定結果は、申請者の名称を得点とともに、広島県ホームページに公開します。

（7）指定管理者の指定及び協定の締結

令和7年広島県議会12月定例会の議決を経て、指定管理者と指定された後、令和8年3月頃を目途に県と協定を締結します。

4 申請の際に提出する書類の内容

（1）指定管理者指定申請書【指定手続条例施行規則別記様式第1号】（様式1）

（2）事業計画書【指定手続条例施行規則第3条第1項】（様式2）

ア 広島県健康福祉センターの管理運営に係る基本方針

- イ 指定予定期間内の年度ごとの業務の実施計画
- ウ 指定予定期間内の年度ごと及び全体の収支計画
- エ 管理運営体制（組織の体制、人員の体制、雇用計画等）
- オ 指定予定期間内の施設利用料金設定表

（３）添付書類【指定手続条例施行規則第３条第２項】

- ア 定款、寄附行為、その他これらに準ずる書類
- イ 法人等の団体であることを証する書類

【書類の例】

区分	法人等であることを証する書類
法人の場合	登記簿の謄本など （申請日の３か月以内に交付されたもの）
地方自治法 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体の場合	地方自治法第 260 号の 2 第 12 項の証明書など
その他の非法人の場合	団体の規約、構成員名簿など 共同企業体の場合は、共同企業体協定書（様式 9 ～11）

ウ 申請書を提出する日の属する前事業年度（令和 6 年度）事業報告書及び前事業年度から 3 か年の計算書類等

※ 新たに設立される法人等については、申請書を提出する日の属する事業年度（令和 7 年度）に係るもののみで足りることとする。

エ 申請書を提出する日の属する事業年度（令和 7 年度）事業計画書及び収支予算書

オ 法人等又はその代表者が申請資格を持たない者（２の（２））に該当しないことを証明する書類

【書類の例】

- ・ 法律行為を行う能力の確認（非法人の場合）については、代表者の身分証明書など
- ・ その他の事由の確認については、代表者からの申立書（様式 3）、県税の未納がないことを証する書類など

カ 暴力団排除及び社会保険等の加入等に係る宣誓書（様式 4）

キ 指定を受けようとする公の施設と同種又は類似の施設の管理運営実績を証する書類（様式 5）

※同種又は類似の施設の管理運用実績のない法人等の場合は、特に提出がなくても可とする。

ク 障害者の雇用状況を確認できる書類

【証する書類】

区 分	法人等であることを証する書類
障害者の雇用義務のある者	公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し
障害者の雇用義務のない者	障害者を 1 名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類（①②両方必要、ともに写しで可） ① 本人の身体障害者手帳又は療育手帳等 ② 本人の健康保険証 等

（４）その他

申請の際に紙媒体で提出する書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本工業規格 A 列 4 としてください。

5 審査基準等

指定管理者の選定は、指定手続条例第3条に定める次の基準に基づき、広島県指定管理者選定委員会広島県健康福祉センター部会において、審査内容を総合的に審査し候補者を選定します。

審査基準		審査の観点	ウエイト
1 施設の効用を最大限に発揮するものであること	①利用者サービスの向上・確保	・開館日、利用時間などは、利用者のニーズを的確に応えたものか ・施設及び附属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制を含む） ・個人情報の取扱いを適切に行える見込みか	20
	②利用促進、新たなイベント提案	・利用状況等の目標設定は適当かつ現実的か ・利用促進策、利用者増への取組がなされているか ・広報活動等に係る内容（計画）は適当か ・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか ・県施策への協力等に係る考え方はどうか ・特定の者等に有利な利用とならないか	15
	③維持管理水準の妥当性	・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか ・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか ・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか	15
2 管理を安定して行う人的及び物的能力があること（又は確保できる見込みがあること）	①申請者の経営状況・信頼性	・職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か ・障害者雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成しているか ・責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか ・有資格者、経験者の配置状況は適切か ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度はどうか ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か ・不測の事態への対応（保険等）はどうか ・財務状況は健全か ・コンプライアンスを遵守しているか	15
	②申請者の取組姿勢	・施設の目的・公共性の理解度はどうか ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか	15
3 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること	①申請提案額	$\frac{\text{最低提案金額}}{\text{申請者の提案金額}} \times 10$ （※ 小数点第1位まで求める。小数第2位切捨て） （指定管理期間の全体額（5年間分を合算）） なお、申請者の提案額が、管理費用提案額を上回る場合は失格	10
	②申請提案額の実現性	・申請提案額と事業計画は整合しているか ・経費の効率化の方策の内容はどうか	10

※施設の設置目的である、県民の健康づくり及び明るい長寿社会づくりの推進を行うためには、より魅力的な施設として利用促進を図っていくことが重要と考えており、「利用者サービスの向上・確保」「利用促進、新たなイベント提案」「維持管理水準の妥当性」を重点項目として、配点ウエイトを高く設定しています。

6 業務の範囲及び具体的内容

(1) 業務の範囲

指定管理者が行う業務（以下「管理業務」という。）は次のとおりとする。なお、各事業の詳細は、仕様書に定めるとおり。また、管理業務を一括して第三者に委託することはできない。

業 務・事 業 名	主 な 事 業 内 容	設管条例の位置付け
広島県健康福祉センターの施設の管理・運営業務	センターの施設及び設備の維持及び修繕（同一敷地内で分離することができない設備等を含む）、センターの利用許可及び利用料金の収受、センター以外の施設に係る光熱水費等の徴収事務 等	第3条第1号・第4条第2項第1号・第2号・第3号
上記に付随する業務	県との連絡調整及び事業報告等を行うこと。	

(2) 管理業務の範囲外の業務

指定管理者は、センターの設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。この場合、あらかじめ県との協議を必要とする。

施設の効用を最大限発揮させる観点から、創意工夫を活かして積極的に提案すること。

(3) その他

自動販売機等の設置・使用に係る行政財産の目的外使用許可に関する業務は、県が行う。

7 管理の基準

(1) 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日は次のとおりとするが、特に必要があると認められるときは、あらかじめ知事の承認を得て、変更することができる。（設管条例第5条及び第6条）

ア 開館時間 午前8時30分から午後5時30分まで

施 設	貸 会 議 室 の 区 分	利 用 時 間
広島県健康福祉センター	2 F 総合研修室、3 F 栄養実習室、7 F 中会議室、小研修室、小会議室、8 F 中研修室、大研修室	午前8時30分 ～午後5時30分

イ 休館日は次のとおり。

(ア) 月曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(ウ) 12月28日から翌年の1月4日までの日

なお、貸会議室以外の関係機関、施設の休館日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（日曜日の場合を除く。）と12月29日から翌年1月3日までとなる。

(2) 利用許可の制限

設管条例第8条に定める場合には、利用の許可をしてはならない。

(3) 利用許可の取消し等

設管条例第12条に定める場合には、利用の許可を取消し、利用の方法を制限し、又は利用の停止を命じることができる。

(4) 入館の制限

設管条例第15条に定める場合には、入館を拒否し、又は退去を命じることができる。

(5) 原状回復義務

設管条例第16条に定める利用者による原状回復の検査を行うこと。

(6) 物品の管理

県の所有する物品については、広島県物品管理規則（昭和 39 年規則第 33 号）に基づき適正に管理すること。

(7) 行政手続条例の適用

指定管理者は、行政手続条例第 2 条第 2 号の「行政庁」に該当するため、利用許可等は同条例の規定に基づいて行うこととなる。

(8) 情報公開条例の適用

指定管理者は、情報公開条例の適用を受け、情報公開の努力義務を負う。

また、指定管理者は、指定後に県と締結する協定に基づき、県から管理業務に関する文書等の提出の要求等があった場合には、これに応じる義務を負う。

(9) 個人情報保護法の適用

指定管理者は、個人情報保護法の適用を受け、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては県と同等の責務（収集の制限、適正管理、利用及び提供の制限等）を負う。

また、指定管理者は、指定後に県と締結する協定に基づき、県から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じる義務を負う。

(10) 事業報告・業務報告に関する事項

指定管理者は、指定手続条例第 4 条の規定によって、毎年度終了後、事業報告書を作成し、知事に提出すること。

また、指定手続条例第 5 条の規定によって、知事は指定管理者に対し、定期又は随時に、管理業務に係る業務内容及び経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。報告時期等の詳細については、協議の上、決定する。

(11) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

知事は、指定手続条例第 6 条の規定によって、指定管理者による施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取消し又は管理業務の停止（以下「取消し等」という。）を命じることがある。

(12) 施設整備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

(13) 責任分担・リスク分担に関する事項

責任分担・リスク分担の詳細については、協定を締結する際に定めるが、県の基本方針は本要項 12 のとおりとする。

※管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定める。

8 県が支払う委託料の額（管理費用基準額）

指定期間中の管理費用として県が負担する委託料の額（5 年分）は、159,270 千円を上限とする。

<内訳> 各年度における管理費用基準額

（単位：千円）

年 度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	合計
管理費用基準額	31,854	31,854	31,854	31,854	31,854	159,270

なお、各年度の管理費用は、事業実施内容により増減があるため、各年度の予算の範囲内で、県と指定管理者の間で協議し、毎年度「年度別協定」において定める。

9 利用料金

(1) 利用料金制の採用

広島県健康福祉センターにおいては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制を採用する。

(2) 利用料金の額

利用料金の額は、設管条例別表（第 3 条及び第 9 条関係）に定める金額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て決定する。

また、利用料金収入は、設管条例第 11 条の規定により指定管理者の収入とする。

なお、指定期間中の設定利用料金を「事業計画書」に記述するとともに、設定利用料金による収入見込みを想定の上、指定期間内の収支計画を作成すること。

過去 3 か年の収入実績は次のとおり。

(単位：千円)

年 度	令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
	上 期	下 期	合 計	上 期	下 期	合 計	上 期	下 期	合 計
利用料金 収入	7, 397	8, 271	15, 668	8, 425	8, 948	17, 373	8, 943	6, 835	15, 778

(3) 利用料金の減免

利用料金の減免は、設管条例第 10 条並びに管理規則第 6 条及び第 7 条の規定により、指定管理者において行う。

なお、減免による利用料金収入の減収については、県が支払う委託料に当該減収分が見込まれているものとし、補てん等の措置は行わない。

また、以下の減免基準は、管理規則第 6 条に基づき引き続き適用するものとする。

ア 免除するもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの施設の利用料金を免除する。

(ア) 指定管理者が設管条例第 4 条第 2 項に規定する業務を行うために施設を利用するとき。

(イ) 県の行政に著しく貢献する保健医療関係団体として知事が別に定める団体が保健医療活動に利用するとき。

(ウ) その他知事が特に必要と認めたとき。

イ 減額するもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の額の 5 分の 1 に相当する額を減額する。

ただし、徴収する利用料金の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(ア) 社会福祉事業を推進する団体であって知事が別に定める団体が当該団体の設立の目的に係る社会福祉活動に利用するとき。

(イ) 幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の園長（特別支援学校の幼稚部にあっては、校長）又は小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは中学校（特別支援学校の中学部を含む。）の校長が学校教育活動であることを証明した場合において、当該幼保連携型認定こども園若しくは当該幼稚園の幼児又は当該小学校の児童若しくは当該中学校の生徒が利用するとき。

(ウ) その他知事が特に必要と認めたとき。

10 指定期間

指定管理者が管理運営を行う期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

11 協定に関する事項

指定管理者候補者の指定と同時に、管理に係る細目的事項、県が支払うべき管理費用の額等を最終的に定めるため、指定管理者と協定を締結し、協定書を作成する。

協定書の作成に当たっては、指定期間を通じての基本的事項を定めた「包括協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結する。

(1) 包括協定の内容

- ア 業務に関する基本的な事項
- イ 利用料金に関する事項
- ウ 県が支払うべき管理費用に関する基本的な事項
- エ 情報公開に関する事項
- オ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- カ 事業報告・業務報告・業務点検に関する事項
- キ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ク 物品の管理に関する事項
- ケ リスクの管理・責任分担に関する事項
- コ その他

(2) 年度別協定

年度別の事業内容及びこれに係る経費等については、年度別に定めることとし、毎年度協定を締結する。

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度に県が支払うべき管理費用に関する事項
- ウ その他

12 その他

(1) 申請費用

申請に要する費用は、申請者の負担とする。

(2) 著作権の帰属

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等で必要な場合は、事業計画書等の内容が無償で使用できるものとする。

なお、提出された書類や資料は返却しない。

また、提出書類は、必要に応じて複写する。(使用は県庁内及び選定委員会の検討に限る。)

(3) 申請の辞退

提出書類を提出した後に辞退するときには、指定管理者指定申請辞退書(様式 12)を提出すること。

(4) 協定締結前の取扱い

指定管理者の候補者が、協定の締結までに次の事項に該当するに至ったときは、その選定を取消し、協定を締結しないことがある。

- ア 本項 2 に規定する申請資格を満たさなくなったと認められるとき。
- イ 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
- ウ 著しく社会的信用を損う行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(5) 業務遂行の準備

指定管理者の候補者は、自己の責任と負担において、令和8年4月1日から円滑に業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えなければならない。

なお、施設の管理業務など事業の引継ぎが必要な場合は、候補者選定後、随時行うこととする。

(6) 納税義務

指定管理者の候補者は、消費税、法人税、法人事業税、事業所税等の納税義務を負う場合があるので、納税に関することは、管轄の税務署等の関係機関に確認すること。

(7) 消費税

消費税増税が確定した場合には、必要に応じて増税に対応した管理費用基準額の見直しを行い、債務負担行為予算案議決後に適用する。

(8) 事業の継続が困難となった場合の措置

県が行う業務の改善勧告に従わない場合など、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、県は指定の取消しをすることができるものとし、県に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとする。(不可抗力等、県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合は、別途協議するものとする。)

指定管理者の指定取消し後、次点候補者を指定管理者候補者として協定締結の協議を行うことがある。

(9) 協定書に疑義が生じた場合の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定に定めのない事項が生じた場合については、県と指定管理者は誠意をもって協議するものとする。

(10) 個人情報保護法の適用

指定管理者は、個人情報保護法の適用を受け、施設の管理等業務を行うに当たって個人情報の取扱いに関しては、県同様の責務（個人情報の収集の制限、適正管理、利用及び提供の制限等）を負います。

(11) 情報公開条例の適用

指定管理者は、情報公開条例の適用を受け、情報公開の努力義務を負う。

なお、指定管理者に係る提出書類は、選定者又は落選者の如何に関わらず行政文書開示請求があった場合、広島県情報公開条例に基づき開示することがあります。

(12) リスク（責任）分担

県と指定管理者の責任分担は概ね次のとおりとし、詳細は協定書で定める。

種 類			リスクの内容	負担者		備考	
				県	指定 管理者		
共通事項	不可抗力によるリスク		県又は指定管理者の行為とは無関係に生じる障害で、通常の予防では防止し得ないもの（戦争、テロ、風水害、地震等）	不可抗力に伴う施設等の復旧	○		
			不可抗力による応急処置、施設等の復旧が完了するまでの管理業務の実施への影響（変更、中止、延期、休業等）			○	
	制度関連リスク	法制度リスク	法制度の新設・変更に伴うもの	施設等の設置基準の変更により施設等の新設又は改築に要するもの	○		
				管理基準の変更によるコストの増加	○	△	注) 1
				上記以外		○	
		許認可取得リスク	上記に伴う新たな許認可等の取得	施設等の設置に伴うもの	○		
				上記以外		○	
		税制度リスク	税制度の変更に伴うもの	指定管理者制度、設管条例に影響を及ぼすもの（消費税等）	△	○	注) 2
	法人に影響を及ぼすもの（法人税、固定資産税等）				○		
	料金減免リスク	設管条例に基づく利用料金の減免	県が裁量的に行うもの		○		
			減免要件に該当する者に行うもの		○		
			指定管理事業の実施に伴うもの		○		
	社会リスク	住民対応リスク	想定外の住民運動、訴訟、要望等	施設等の設置に係るもの	○		
				上記以外	△	○	注) 3
環境問題リスク		想定外の周辺地域への環境問題（水質悪化、騒音、臭気等）	施設等の設置に係る瑕疵に伴うもの	○			
			上記以外	△	○	注) 3	
上記に伴う業務の中止リスク		県の責めによるもの（債務不履行、施設の廃止等）	○				
		指定管理者の責めによるもの（事業放棄・破綻等）		○			
維持管理業務	運営開始遅延リスク	管理業務開始の遅延	規程整備、債務負担措置等の遅延に伴うもの	○			
			運転資金確保、開業準備等の遅延に伴うもの		○		
	支払遅延・不能リスク		県の管理費用の支払遅延・不能等に伴うもの	○			
	計画変更リスク	管理業務の内容変更	県の新たな施設整備に伴うもの	○			
			上記以外		○		
	施設瑕疵リスク		施設等の設置瑕疵に伴うもの	○			
	維持管理水準リスク		提供サービス水準の維持		○		
	維持管理コストリスク	維持管理コストの増大・減少	県の責めによる業務内容の変更に伴うもの	○			
			上記以外（物価・金利の変動等）		○		
	施設等損傷リスク	事故・火災等によるもの		△	○	注) 4	
			劣化等によるもの（電球交換等）		○		
物品更新リスク	物品の更新	県の設置した備品	○	△	注) 5		
		県の設置した消耗品		○			
		上記以外		○			
修繕費リスク		施設及び附属設備に係る随時の修繕	△	○	注) 6		
その他業務	来場者リスク		来館者、利用者とのトラブル等		○		
	事故リスク	来館者、利用者の事故、食中毒等	県の施設等の設置瑕疵に係るもの	○			
			上記以外		○		
	盗難紛失リスク		料金、物品の盗難、紛失等		○	注) 7	
	営業リスク		営業に伴うトラブル、事故等		○		
イベントリスク		イベントの実施に伴うトラブル、事故等		○			

注) ○が主負担、△が従負担を示す。

- 1 基本的には県が負担するが、指定管理者の管理業務の簡易な見直しで対応できる場合は、指定管理者が行う。
- 2 基本的には指定管理者が対応するが、特段の必要が認められる場合においては、協議により決定する。ただし、消費税増税に伴うものについては、原則として、県が負担する。
- 3 基本的には指定管理者が対応するが、県に報告し、県の指示を受けるものとする。
- 4 基本的には指定管理者が対応するが、建物の火災保険加入は、県が行う。
- 5 基本的には県の負担とするが、必要に応じて指定管理者が更新を行うことができる。
- 6 1件100万円以下については、指定管理者が行うこととし、これを超えるものについては、指定管理者は県と協議により決定する。なお、1件とは同一機能、同一種類による最小単位の数量をいう。
- 7 指定管理者は施設賠償責任保険等の加入等を行うこと。

13 申請書提出先（問合せ先）

広島県健康福祉局健康福祉総務課 総務グループ

〒730－8511 広島市中区基町 10 番 52 号

電 話 0 8 2 － 5 1 3 － 3 0 2 1

E-mail : fusoumu@pref.hiroshima.lg.jp